

商 標 権	判決年月日	令和２年２月２６日	担 当 部	知財高裁第４部
	事 件 番 号	平成３１年(行ケ)第１００５９号		

○ 原告の有する登録商標「ＣＯＣＯ」につき，本件商標と社会通念上同一の商標の使用をしていることを証明したものと認められると認定した事例

(事件類型) 審決（不使用）取消 （結論）審決取消

(関連条文) 商標法５０条１項

(関連する権利番号等) 登録第１４９３２７７号

(審決) 取消２０１５－３００２５８号

判 決 要 旨

１ 原告は，原告の有する本件商標（「ＣＯＣＯ」の欧文字からなる。指定商品：第１４類及び第１８類）について，商標法５０条１項に基づいて，第１４類及び第１８類の全指定商品についての商標登録を取り消すとの審決を受けた。本件は，上記審決の取消訴訟である。

２ 原告は，本件商標を付した商品の輸入，販売等，審判段階では主張していなかった本件商標の使用の事実を新たに主張し，同使用の事実に関する新たな証拠を提出した。

本判決は，本件訴訟において提出された電子メール及びその添付ファイル等の証拠について，それらが原告主張の日時に送受信されたことが認められるなどとして，その成立の真正及び信用性を認めた上で，原告が，本件商標とは書体が異なるが，本件商標と社会通念上同一の商標であることが認められる標章を付したトートバッグを，韓国の会社から輸入し，日本の小売店に販売したことが認められるから，要証期間内に日本国内において，本件商標と社会通念上同一の商標の使用をしていることを証明したものと認められると判断して，本件審決を取り消した。